

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第六十八号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第一条の二第二項第八号」を「第一条の二第二項第九号」に改める。

第五条第二項の表二の項中「第五条の三第一項」を「第五条の二第二項」に、「第五条の五」を「第五条の四」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。